

令和4年度第1回大阪府環境審議会水質部会

令和4年4月28日（木）

（午前9時30分 開会）

【事務局（田淵補佐）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部環境管理室環境保全課の田淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、本日の部会の資料について説明させていただきます。事前にメールでお送りしている資料でございます。まず、議事次第でございます。次に、資料1-1が前回部会における主な意見、指摘事項と対応について、1-2が部会報告の案の本編、1-3が部会報告案の資料編、1-4が部会報告の概要（案）でございます。それから、参考資料としまして1から5の5つを御用意しております。

本日の部会でございますが、委員の皆様5人、皆様に御出席いただいております。部会の運営要領の規定により成立しておりますので、御報告申し上げます。また、本日、オブザーバーといたしまして、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から日下部様、佐野様、山本様に御出席いただいております。なお、山本様におかれましては、4月の異動により中嶋様の後任として着任をされてございます。

それから、本部会は、大阪府の情報公開条例33条の規定に基づきまして公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。今回より傍聴につきましてはユーチューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

オンラインでの開催に当たりまして、幾つか御確認をさせていただきます。まず、資料の画面共有は行いませんので、事前にお送りした資料をお手元で御覧いただくようお願いいたします。また、ネットワーク負荷を抑えるため、審議に入りましたらカメラをオフにしてくださいようお願いいたします。また、音響トラブルを避けるため、発言される際を除きまして、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際には挙手ボタンにてお知らせいただき、部会長から御指名いただいた後に、ビデオをオンにして、ミュートを外して御発言をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく存じます。岸本部長、よろしくお願いいたします。

【岸本部長】 皆様、おはようございます。

それでは、令和4年度第1回水質部会を開催したいと思います。議事次第に従って進行させていただきますので、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、本日は議題は1つだけございまして、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方についてということで、前回からの引き続きの審議事項ということになっております。前回、皆様のほうからいろいろと御意見をいただいたものに対しまして、今回、その部分に対しての対応の部分と、それを踏まえて本日は最終的な部会報告案を完成させるというのが本日の命題ということになってございますので、ぜひ活発な御意見、御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1つ目に入りたいと思いますが、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（和田総括）】 環境保全課、和田と申します。4月から着任しましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日、議題が1つということですので、資料につきましては資料1-1から1-4までまとめて御説明いたします。

まず、資料1-1に入る前に、前回、令和3年度第4回部会における御意見について少し振り返りたいと思っております。

大きく2点ほど御意見をいただいたと思っております。1つが、今後取り組むべき施策については、例えば、短期的な施策なのか長期的な政策なのかという視点によって分けること、それ以外にも、栄養塩管理につきましてはノリとそれ以外で分けることなどについて、事務局案について一定の評価をいただいたと認識しております。

1点、事務局預かりとなっていた内容といたしまして、海底からの湧き水の影響、これは長期的な観点から情報収集が必要ではないかというような御意見をいただいたかと思っておりますので、資料1-1にその対応についてまとめさせていただいております。

それでは、資料1-1を御覧ください。

前回の主な御意見と指摘事項として、読み上げさせていただきますと、「大阪湾の生物生態環境等に影響を及ぼす可能性のある、海底地下水湧出量についての状況についても、今後、情報収集を行うべき」という御意見いただいたと思っております。

今回の対応といたしまして、御指摘を踏まえて、多様な生物を育む場の創出について、というところの留意すべき事項及び今後取り組むべき施策について、地下水の大阪湾への湧き水の状況など大阪湾の生物生息環境等に影響を及ぼす可能性ある事象について情報収集することを追記するという事で考えてございます。

こちらは資料1-2の部会報告案の78、79ページに記載しておりますので、資料1-2の中でも改めて御説明したいと思います。続きまして、資料1-2を御覧ください。

資料1-2の対応につきましては、今回、4点ほど、本文中の修正、追記等を実施しております。網かけ、赤字で表示しておりますので、御説明いたします。そのほか、前回の部会の中で御指摘いただきました行間や文字の大きさ、体裁などは事務局の責任にて修正しておりますので、御報告いたします。

それでは、資料1-2を御覧ください。

該当のページになりますけれども、最初は2ページのところになります。2ページの15行目のところで、「はじめに」といたしまして、改正瀬戸内海環境保全特別措置法は昨年6月に公布されたのですが、今年4月に施行されたという事実関係を追記してございます。

同様の追記につきましては17ページに記載しておりますので、御覧ください。17ページの3行目のところに、施行されたということを記載してございます。

次に、修正点といたしましては、64ページから66ページのところになります。

修正箇所につきましては、65ページが修正箇所になるんですけれども、2-3-3で、今後取り組むべき施策についてということで、ノリ養殖場周辺の栄養塩濃度管理と、湾南部における栄養塩濃度管理と書いてございましたけれども、その中で実際に今後取り組むべき施策としまして、これらを検討していくということでまとめられておりますので、ここを表題として正しく表記するという観点から、栄養塩濃度管理「の検討」という用語に追記してございます。これが2点目の修正になります。

次が78ページ、79ページになります。

78ページの45行目のところで、取組みにあたって留意すべき事項として、今回対応させていただきました地下水の湧き水の状況について情報収集を行っていく必要があるということを記載しておりますし、今後取り組むべき施策についてということで、79ページの46行目に、新たに1つ、情報収集という形で項目を起こさせていただいたということになります。

これを受けまして、80ページのところでも、3-⑥として今後取り組むべき施策の一

覧にも追記させていただきましたし、今後の総量削減計画や瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の中にも盛り込むべきという形で、82ページと86ページのところになりますが、82ページの中段で総量の削減計画の中で今後盛り込むものというところと、86ページに瀬戸内海の施策として盛り込むべきところについても、ここはそういったところの追記と、再度見直しまして、抜けがありましたので、ここの調整というのをさせていただきます。

82ページのところの、まず、総量の中で取り組むべき施策について、網かけのところを追記してございます。

例えば、藻場・干潟等の保全・再生・創出のところに1-⑧というものを足させていただきましたが、1-⑧につきましては、既存の護岸における水質改善や生物生息の場の創出の取組促進という項目になりまして、まさにここに該当するものが少し抜けていたという形で追記してございます。当然ながら生物による水質浄化機能の向上にもつながりますので、(2)のところも追記させていただきます。また、(6)のイのところにも3-④というのを追記しておりますが、3-④につきましては、企業、NPO等との連携した取組促進という項目を追記してございます。また、(7)番のところでも1-⑦というものを追記しております。また、1-⑦につきましては、栄養塩管理の過度な偏在の解消や底層DOの改善に向けた取組みの推進というのを追記させていただきます。(10)につきましては、先ほどと同様に、NPOとの連携などという取組みを追記してございます。

同様の修正を、86ページの今後取り組むべき施策のところにも加えてございます。こちらも再度事務局にて見直しをさせていただきます。追記した内容になってございます。

追記した点につきましては、表Ⅲ-5の2(5)貧酸素水塊の改善に向けた取組としておりましたが、それを進めていくということで、推進という言葉を追記してございます。また、3の(1)のところでも先ほどの連携の話であるとか、3の(3)につきましては1-⑨という項目を追記させていただきます。また、1-⑨につきましては、環境配慮型構造物の採用という取組みを追記すべきということで記載しております。また、3の(4)につきましても、企業、NPO等との連携というものを追記してございます。5番の(2)のところ、環境保全に関するモニタリング、調査研究及び企業の技術の開発等のところに、今回御指摘いただいた生物生息環境への影響を与えるものの情報収集というものを追記してございます。(4)も同様に、企業、NPO等との連携というものを追記させていただきますということになります。

今回の大きな修正点といたしましては、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正が行われたこと、文言の適正化を図ったこと、前回の指摘を受けた対応、そして、今後の施策について再度見直しをさせていただきまして精査させていただいたという4点について、今回修正をさせていただいております。

本文中は以上になりまして、資料1－3に資料編がございますけれども、こちらについては体裁のみの修正となっておりますので、今回の説明の中では割愛させていただけたらと思っております。

最後に、資料1－4を御覧ください。

今回、答申を取りまとめいただくんですけれども、それを踏まえまして、答申概要の案という形で、6月上旬に開催予定の環境審議会で岸本部会長のほうから御報告いただく内容の概要版を作っておりますので、こちらについても御説明させていただきます。

全体としましては、まず6月に大阪府から諮問をさせていただきまして、同年8月から、今回、計5回御審議いただいて、関係者のヒアリングもしながら今回のあり方を取りまとめたということを表題に書かせていただいております。

構成につきましては、大きく、左上の背景、左下の今後取り組むべき施策のあり方、3つ目に、左下の取り組むべき施策のあり方をどのように次期総量削減計画や瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画に取り込んでいくかという方向性を書かせていただいております。

左上の背景につきましては、振り返りになってしまいますけれども、1つ目の丸では大阪府でこれまで取り組んできたことをまず記載しておりまして、国の総量削減基本方針に基づき8次にわたり総量削減計画を策定したことと、それを踏まえて総量削減基準を定め、取組を進めてきたこと、また、瀬戸内海環境保全基本計画に基づいて大阪府計画を策定し、前回から、特に湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等の取組を進めてきたことを1つ目のポツで記載させていただいております。

こういった中、2つ目のポツで、国において、これらの制度の大幅な見直しというのが行われまして、令和4年1月には総量削減基本方針が策定されたこと、また、瀬戸内海環境保全特別措置法については改正の公布がなされた上で、基本計画も閣議決定されたという状況になってございます。

これだけでは少し何のことかよく分からないと思いますので、青色の網かけのところでそのポイントというのを取りまとめてございます。

1つ目の第9次の総量削減基本方針の大阪湾に関する部分ですが、大阪湾は湾全体として現在の水質を維持するための取組みを継続すること。ただし、特定の海域において、特に湾奥部ですが、赤潮や貧酸素水塊などの問題が発生している局所ごとの課題については対応すべしということが書かれているということを記載しております。

2つ目につきましては、改正瀬戸内海環境保全特別措置法の概要になりますけれども、新たに栄養塩類の供給に関するルール整備が行われたこと、自然海浜保全地区の指定対象が拡充されたこと、3つ目が、海洋プラスチックごみに関する総合的な取組みが推進されることとなったこと、これらを踏まえて新たな里海づくりを進めていくということが記載されてございます。

3点目の基本計画の変更のポイントといたしましては、きめ細やかな栄養塩管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった里海づくりの推奨がなされたということと、近年クローズアップされてきました気候変動や海洋プラスチックごみといった目標等が追加されてございまして、その取組みについては、個々の地域での取組みに加え、内陸部も含めて瀬戸内海全体で取り組んでいくということが記載されたということをもとめさせていただいております。

これらの背景の中、御審議いただきまして、左下、今後取り組むべき施策のあり方として、湾奥部の水質改善、湾南部の栄養塩濃度の管理のあり方、多様な生物を育む場の創出の重点的に検討すべき3つの事項について御審議いただきまして、右に掲げます今後取り組むべき施策について今回取りまとめていただいたと認識してございます。

また、右側のところで、これらの審議いただいた結果を踏まえて、総量削減計画や瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方についても取りまとめていただいております。まず、総量削減計画・総量規制基準への反映としては、令和6年度における発生源別の削減目標量を、生活排水、産業排水、その他として取りまとめていただきました。そのほか、削減目標量の達成の方途など、今後取り組むべき施策を総量削減計画に反映させていくべきというふうに記載させていただいております。

目標量についての説明は割愛させていただきますが、それらを踏まえた総量規制基準につきましましては、大阪湾を含む瀬戸内海のC値が据え置かれたということで、第9次においては総量規制基準のC値を変更しないということにとりまとめていただいております。

そのほか、第9次の総量削減に係る取組みと並行して、第10次に向けた課題についても併せて検討していくということを取りまとめていただいております。

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画への反映につきましては、大阪湾のゾーニング、右側に1、2、3という形で記載しておりますが、これについては現計画を継続することが適当である。また、将来像についても、今回の国の基本計画の変更内容や検討結果を踏まえても、引き続き継続することが適当ということになってございます。

そのほか、計画の個別目標については、海洋プラスチックごみや気候変動への対応というのを新たに追加するほか、基本計画の変更に合わせて組替えを行うことということになってございます。

目標達成のための基本的な施策については、2でまとめていただいた今後取り組むべき施策を追記するという形になってございます。また、それらの点検指標につきましても、国の基本計画に合わせて見直す必要がありますという形で、全体の概要案として事務局としてつくらせていただいておりますので、御意見をいただけたらと思っております。

資料1-1から1-4の説明については以上になりますけれども、今回、御報告として2件ございまして、参考資料の3のところで栄養塩管理計画策定に関するガイドラインをお示ししております。

こちらは、環境省において、栄養塩管理計画のルール整備がなされたことを踏まえまして、より詳細な説明としてガイドラインが今年の3月末に作られております。中身については、法律に書かれた事項をより分かりやすくして、ガイドラインとして示されたものになってございます。どのような基本方針で進めていくのかであるとか、どのような栄養塩類の増加措置を進めるのか、それに対するモニタリング計画をどのように立てるのか、また、調査分析などをどういうふうに行っていくのかということとか、あと、事後評価をどうやっていくのかということがまとめられてございます。

詳細な説明は本日少し割愛させていただきたいと思っておりますが、早速、兵庫県におかれましては、本ガイドラインを踏まえて栄養塩管理計画策定に向けて取り組まれているところでございます。また、兵庫県において策定されたタイミングで、部会の中で報告させていただけたらと思っております。

あと、もう1点、本日の資料にはございませんけれども、環境省におかれまして大阪湾の底層DOの環境基準類型指定案を現在検討されておまして、先日、パブリックコメントがなされたところでございます。その内容については、大阪湾の湾奥部をまずは類型指定していき、その状況を見ていくという形で示されておまして、こちらも一定取りまとめられたタイミングで、また、部会の中で御報告させていただけたらと思っております。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上になります。

【岸本部長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様の方から御意見、御質問等いかがでしょうか。

どうぞ、島田委員。

【島田委員】 すみません、島田です。

小さなことなのですが、80ページの表Ⅲ-1の検討事項1のところでは長期的なものとして局所的なもので分けられていて、局所対策のところの番号の順番がp.56～57に記載されている順番とは違い②、③、⑧、⑨、④、⑤、⑦と順番が変えられているのですが、これは何か意図されて順番を並べ替えておられるのでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 今、先生がおっしゃられたとおりで、現計画の並びと整合を取ったという形でございます。

【島田委員】 分かりました。ありがとうございました。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、次、原田委員、よろしくお願ひします。マイクをオンにしてください。

【原田委員】 ごめんなさい。2つあるんですが、1つは細かいことなんですけれども、表Ⅲ-5ですね、86ページの。この中で幾つか「取組」という単語が出て、一番最初は、例えば1番の沿岸域の海洋環境の保全、再生及び創出のところの(5)ですね。ほかのところは、たしか前回ちょっとお聞きしたときに、大阪府の文書では「取組み」の「み」を送り仮名つけるというふうになっていて、ほかのところは全部そうなんですけど、この表Ⅲ-5のところだけ「み」が抜けているなと思ったので、もし間違いだったら訂正しておいていただければ。別にどうでもいい、細かいことなんですけど。

で、本題といいますか、今のこの表Ⅲ-5のところ、概要版なんかで、今、施策のところはちょっとどのページかというのは失念したんですが、NPOなんかとの連携ということを書いていただいています。今後取り組むべき施策のあり方で、企業、NPOとの連携した取組みの促進ということが書かれているんですけど、特にNPOさんというのは例えば財政的にも非常に厳しい状況にあたりして、よく行政から「連携、連携」と言われるんですけど、実際のところ、ただ働きさせられているんじゃないかというような不満というのもよくお聞きするところです。

大阪府がどんな支援の仕組みをお持ちなのか、ちょっと詳しくは存じ上げないんですけ

れども、例えば国の海岸漂着物処理推進法の中では、民間団体等との緊密な連携と活動の支援というのを明示しているんですね。それによって、必要に応じて財政的な支援も行っていくと。もちろん人的、物的な支援もあるんですけども。ですので、ただ連携をするというだけではなくて、やはり活動の支援ということも大事な取組みじゃないかなと思いますので、もし今からでも可能でしたら、皆さんにお諮りして御検討いただければと思います。

今、国の海洋漂着物処理推進法の概要版のURLを送りましたので、ちょっと御覧いただいて、1枚物にまとめてある部分ですので、開いていただきますと右のほうになります、多様な主体との連携の確保というところの3番目に「民間団体等との緊密な連携と活動支援」という表現がある、そういう表記の仕方になっていますので、ちょっと御検討いただければと思います。

以上です。

【岸本部長】 事務局のほう、いかがでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 大阪府でも、環境保全基金とかで公募して御支援さしあげるとか、そのほか通常の業務でもいろいろ御支援もさせていただいているので、例えば79ページのところで、3-④で「連携した取組みの促進」と書いているところがあるんですけども、この中で、きっちりそういう支援もするということが分かるようなことを追記してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【原田委員】 そうですね。連携した取組みの促進と、連携と活動の支援、ちょっと最後、文章をどう終わらせるかは、ほかの文章とのバランスがあると思いますのでお任せしますが、既にあるのであれば既にある制度を使えばいいだけの話なので、必ずしも新しく財政的な支援のスキームをつくってくださいというわけじゃないんですけども、一緒になってやっていきたいと思いますということが感じられる、そういう表現であればいいかと思います。

以上です。

【岸本部長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。島田委員。

【島田委員】 すみません、さっきの「手を挙げる」のままで、下ろすのを忘れていました。

【岸本部長】 あ、下ろし忘れて。

【惣田委員】 惣田ですけど、いいですか。

【岸本部長】 どうぞ、よろしくお願いいたします。

【惣田委員】 取りまとめ、ありがとうございます。資料1-2、資料1-4と丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。これらについては特にはないです。

質問なんですけど、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、大阪湾南部の栄養塩管理に関する参考資料として参考資料の3番をつけていただいたんですけど、この栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン、表紙のページに「令和4年3月」と書いているんですけど、どこが作成したとかなんか書いてはいないんですけど、これは環境省が作ったものということでしょうか。

【事務局（和田総括）】 そのとおりです。

【惣田委員】 これは原本が表紙にどこが作ったか特に書いていないので、このままということなんですよ。

【事務局（和田総括）】 そのとおりです。

【惣田委員】 そうですか。環境省が作っているんですね。

【事務局（和田総括）】 そうです。

【惣田委員】 ありがとうございます。

【岸本部長】 そのほか、いかがでしょうか。

じゃ、私のほうから1つだけ。概要版でもどっちでもいいですけど、例えば概要版を見ていただいて、概要版の2番の今後取り組むべき施策のあり方ということで一覧にまとめていただいているんですけど、その湾奥部の水質改善の下から3つ目、海底耕てんというのが入っていますね。これだけが何か行動で終わっていない。ほかのやつは何々の推進とか、何々の検討とか、何々の実施なのに、これだけ海底耕てんとなっていて、何かちょっと違和感を感じます。本文のほうを見ると、多分57ページのところなんですよ。現状のやっていることを継続するみたいなことが書いてありますので、それに合わせるんだったら、ちょうどこの表、この一番上のやつに「継続的实施」という表現があるので、それに合わせて海底耕てんの継続的实施とか、そういうふうに追記をされたほうがいいのかなというふうに思いました。

もしかしたら、ほかにも同じようなところがどこかの本文の中に細かくあるかもしれませんが、そこも含めてチェックいただきまして追記いただけると、表現の整合性を取るためにいいのかなというふうに思いました。

【事務局（田淵補佐）】 承知いたしました。ほかの表も全部チェックして、追記したいと思います。ありがとうございます。

【岸本部長】 よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回の案の段階でも、それほど根本的な修正意見というのはなかったというふうに私も記憶しております。今回、最初にちょっとまとめていただきましたが、前回の意見を総括した上で、必要な部分について、文言修正を含め、一部内容についても含め修正をいただいたということで、部会報告案としての骨子としては、まずほとんど変わっていない状況になっていると思います。本日、皆様のほうからも御意見いただいたところも、細かな表現のところは幾つか当然まだ修正部分があるんですけども、全体としての骨子としては特に異論はないかなというふうに私は認識をしておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

特に御異論なければ、今日いただきました文言修正等をちょっと修正いただいた上で、部会報告案として取りまとめをさせていただきたいというふうに思いますが、御了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それじゃ、そのような形で取りまとめの上、部会報告として提示をさせていただくというふうにしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、本日は1つ目の議題が終わったということで、2つ目、その他ということでございますが、事務局からその他の議題はございますでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 ありがとうございます。

次回の部会でございますけども、6月20日を予定しております。お忙しいとは存じますが、御出席のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

あと、委員の皆様のほうから追加の議題等、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（田淵補佐）】 本日は御審議をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、環境管理室長の小林から一言御挨拶申し上げます。

【事務局(小林室長)】 環境管理室長の小林でございます。部会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について、昨年8月から5回にわたりまして御審議をいただきました。本日、部会報告として取りまとめていただきました。誠にありがとうございます。

本日取りまとめていただきました部会報告につきましては、大阪府としては、6月に予定しております環境審議会では部会長から報告をいただきまして、答申をいただいた上で、第9次の総量削減計画の策定、それから瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の変更に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今後とも委員の皆様には専門的な見地からの検討を引き続き賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局(田渕補佐)】 それでは、これをもちまして、令和4年度第1回水質部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時07分 閉会)